

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 19 日現在

機関番号：34427

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530651

研究課題名（和文）韓国における貧困女性の自立支援のための市民事業に関する研究

研究課題名（英文）

Research on social business for the self-support of poor women in South Korea

研究代表者

桔川 純子 (KIKKAWA JUNKO)

大阪経済法科大学・アジア太平洋研究センター・研究員

研究者番号：40573184

研究成果の概要（和文）：

韓国では 2007 年に「社会的企業育成法」、2012 年に「協同組合基本法」が施行され、中央政府、地方自治体、市民社会レベルでも、脆弱階層を包摂する、代案的経済である「社会的経済」を模索する状況にある。そのような社会状況下で、脆弱階層のなかでも多くの比率を占めていることをふまえ、貧困層の女性にフォーカスを当て、どのような自立の道の可能性があるのかを、「社会的企業」の調査を通じて、調査、分析を行った。

研究成果の概要（英文）：

"The Cooperatives Act" was enacted in 2013, and "Social Enterprise Promotion Act" was enacted in 2007 in South Korea. After this act, Korean central government, local government and civil society organizations are exploring alternative "social economy" for the vulnerable social group. Under the social conditions, as poor women takes up a lot of vulnerable and socially disadvantaged group, we researched and analyzed the possibility of self-reliance of poor women through the social enterprises.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	1,800,000	540,000	2,340,000
2011 年度	800,000	240,000	1,040,000
2012 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉

キーワード：社会的企業、貧困、韓国、市民社会、ジェンダー、女性福祉、脆弱階層、市民事業、非営利協働

## 1. 研究開始当初の背景

韓国では、2007 年 7 月、アジアで初めて「社会的企業育成法」が施行された。この法律は、市民団体や民間の専門家による積極的な働きかけによる市民立法として実現した法律

であった。韓国では都市化やグローバル化が進展するなかで、格差、貧困、高齢化、若者の失業などの社会問題が深刻化してきた。金大中政権（1998 年～2003 年）や盧武鉉政権下（2003 年～2008 年）のもとでは、市民運

動の側も「オルタナティブの提案」の重要性を自覚し、かつての監視や異議申し立て型の運動から脱却し、参加、協働というスタンスを取る市民団体も多くなってきた。取り組みの「持続可能性」が強調され、社会的課題を主体的に解決しながら持続可能な活動を目指すということにその方針もシフトしている。

さらに、2007年の「社会的企業育成法」施行以後は、世界的潮流ともあいまって、社会的な課題を政府にのみ頼るのではなく、自らが主体となって解決していこうという「市民事業」が注目され、かつては民主化運動に担っていた市民団体の多くも「社会的企業」をその取り組みの中心課題の一つに据えるようになってきている。

以上のような背景のもと、本研究では、こうした市民事業をめぐる韓国の市民団体の近年の取り組みのなかでも、「社会的企業育成法」が「脆弱層」と規定している階層、とりわけ女性にフォーカスし、自立支援をめぐる市民事業の現状と可能性を明らかにするためにも、「社会的企業」に注目したものである。

## 2. 研究の目的

「社会的企業育成法」において、「社会的企業」とは、「脆弱層に雇用を提供すること、あるいは社会サービス（教育・保健・福祉・環境・文化）の場を提供し、地域社会の公益に合致する「営利活動をおこなう企業」（「社会的企業育成法」2条）とされているが、本研究でいう「市民事業」は、同法の定義する「社会的企業」のみに限定されない。そもそも韓国で「社会的企業」という名称は、労働部によって認証された事業体しか使用することが許可されていない。ここでの「市民事業」とは、ひろく「社会的経済」「非営利・協働」「連帯経済」などの名称でも呼ばれ、福祉、教育、医療、文化、環境、人権など多様な分野の公共目的のための、市民主体の事業活動を意味し、社会的企業のほかにも、生活協同組合、労働者協同組合、ソーシャル・ベンチャー、コミュニティ・ビジネスなど多様な存在形態を包括する概念である。

本研究では、特に脆弱階層の女性に注目した。日本でも韓国でも、貧困層の女性たちがどのように自立の道を探っていくのかは、急

務の課題である。シングルマザー、低所得者層の女性たち、韓国人男性と結婚して移住してきた外国人女性など、「社会的企業育成法」に規定されている「脆弱階層」に占める女性の割合は高い。「脆弱階層」の女性たちの相談事業や生活支援を行う女性団体の多くは、その事業をすすめるなかで、被支援者の経済的自立の必要性を感じ、「社会的企業育成法」の枠組みを前提に雇用の場を提供する取り組みに着手してきている。韓国の女性運動を中心的に担ってきた女性民友会も、その傘下に女性民友会生協を設立し、財政基盤の確立をめざしながら、相談事業や生活支援など脆弱層の自立支援のための持続的な枠組みづくりを模索し実践してきた。女性民友会の生協運営は、日本の各種生協や市民団体の地域社会に根ざした取り組みにその多くを学んだものであるが、こと脆弱層の自立支援については、生産共同体や医療福祉、児童福祉センターや識字学校など、1990年代以来、都市部の貧困地域で取り組まれてきた、韓国固有の社会運動の経験が基盤となっている。

本研究の目的は、脆弱階層の女性たちにとって、どのような自立の道の可能性があるのかを、韓国の社会的企業の現状を考察することから分析することにある。

また、社会問題の解決をめぐる市民の主体的な活動の重要性とともに、市民事業をめぐる日韓の経験交流や対話がいかに重要であるかを実証していく作業も、本研究を進めるうえでの目的でもあった。

## 3. 研究の方法

本研究を始めた当初、韓国で「社会的企業育成法」により認定された「社会的企業」は250余りであった。

本研究は、韓国の「ともに働く財団」などの中間支援組織と連携をとりながら、国家レベルでの政策、中間支援組織の支援状況、「社会的企業」を含めた市民事業、そのなかでも脆弱層の女性へ雇用の場を提供し、就労支援を行うなどの女性の社会福祉サービスに関わる市民事業の実態調査を行い、日韓のNGO関係者、研究者の協力を得ながら、フィールドワークを中心にすすめた。

## 4. 研究成果

本研究では、2007年の「社会的企業育成法」施行後の韓国の市民事業について、「ともに働く財団」「シーズ」などの中間支援組織や、

自活センターなどの貧民運動にかかわる活動、社会的企業に関わる関係者にヒアリングを行い、「社会的企業育成法」成立の背景や、ソウル及び清州など地方都市の市民事業について調査した。とりわけ、「ヒューマンケア」「オール・リー」などの介護や飲食といった、女性を支援するための社会的企業や、買春被害の女性を支援する社会福祉法人「Wing」、「美しい財団」の「希望の店」などのマイクロクレジット、女性民友会軍浦の支部のグループホームなど、シングルマザーを支援する市民事業関係者のヒアリングを行い、社会的企業を含む市民事業が、脆弱階層の女性支援に繋がっていることを分析した。

また、昨年12月に「協同組合基本法」が施行され、協同組合という形態で事業を進めていくためのさまざまな支援が始まり、社会的経済を、国家をあげて強化していこうという背景を踏まえ、まちづくり、共同体という観点から、都市型まちづくりとして広く知られているソンミサンマウルに着目した。そして、ソンミサンマウルのなかで、環境保全運動と、共同育児から始まる「協同組合」が共同体を形成する基盤となっていることを調査した。

以上のような研究内容を踏まえ、研究の成果の一部を、『危機の時代の市民活動：日韓「社会的企業」最前線』（東方出版、2012）、「まちの起業がどんどん生まれるコミュニティ～ソンミサンマウルの実践から学ぶ」（エンパブリック・日本希望製作所編、2011）などの書籍、ブックレットで発表した。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 13 件）

- ① 文京洙、「本と韓国、歴史意識の相克」、『現代の理論』25号、明石書店、査読無、2010年、38-46
- ② 文京洙、「100年の葛藤を超えて——戦後日韓関係の歩みと相互認識」、『アジアアフリカ研究』51巻1号、明石書店、2011年、10-26
- ③ 秋葉武、「韓国の介護保険制度と市民社会（NPO・NGO、労働組合）（上）」、『いのちとくらし研究所 所報』31号、査読無、2010年、15-19
- ④ 秋葉武、「韓国の介護保険制度と市民社会（NPO・NGO、労働組合）（上）」、『いのちとくらし研究所 所報』32号、査読無、2010年、31-34

- ⑤ 秋葉武、「地域づくりに参加する韓国の生協—「ソンミサン・マウル」における協同組合民主主義の継承—」、『協同組合経営研究誌 にじ』632号、査読無、2010年、68-80
- ⑥ 秋葉武、「韓国の社会的企業——現状と言説の多様性—」、『協同の発見』222号、査読無、2010年、23-31
- ⑦ 熊本理抄、「ジェンダーで考える教育の現在 第41回 分断と対立を乗り越えるために」、『ヒューマンライツ』270号、査読無、落解放・人権研究所、2010年、46-51
- ⑧ 桔川純子、「韓国市民運動の新しい展開—『社会的企業育成法』成立の背景」、『大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター年報』8号、査読無、2010年、3-9
- ⑨ 桔川純子、「『NPO法人日本希望製作所』の設立目的と日韓市民交流」、『FOURM OPINION』12号、査読無、NPO現代の理論・社会フォーラム、2011年、12-18
- ⑩ 秋葉武、「韓国における生協の生成」、日本ボランティア学会誌』11巻、査読有、2011年、90-105
- ⑪ 熊本理抄、「シングルマザーの就労支援にかかわる一考察」、『近畿大学人権問題研究所紀要』第26号、査読無、2011年、43-48
- ⑫ 熊本理抄、「PS に求められる専門性」、箕面市パーソナル・サポート・サービス評価・検証報告書』、査読無、2012年、87-103
- ⑬ 熊本理抄、「『語り』をめぐる権力と人権—被差別部落女性と発話の位置の政治、『沈黙する人権』、査読無、2012年、229-256

〔学会発表〕（計 13 件）

- ① 秋葉武、「韓国の社会的企業の現状と課題」、日本協同組合学会、佐賀大学、2010年10月
- ② 秋葉武、「韓国における社会的企業のマネジメント」、日本経営診断学会第44回全国大会、別府大学、2011年10月
- ③ 秋葉武、「協を媒介とする農山漁村活性化—パルシステム生協を事例として—」、日本協同組合学会第31回全国大会、神戸大学、2011年10月
- ④ 秋葉武、「韓国の社会的企業」、東アジア社会政策研究会、日航豊橋ホテル、2011年8月
- ⑤ 秋葉武、「生協における組合員参加—パルシステム生協を事例として—」、新ビジョン協同組合研究会、明治大学、2011年10

- 月
- ⑥ 桔川純子、「韓国の社会的企業と女性支援」、日本社会教育学会、日本女子大学、2011年9月
  - ⑦ 秋葉武、「NGOとステークホルダーの連携」、『外務省NGO研究会 公開シンポジウム「大学とNGOの連携」』、大学コンソーシアム、2013年2月
  - ⑧ 秋葉武、「韓国の社会的企業政治と市民社会発」、日本NPO学会第15回年次大会、東洋大学、2013年3月
  - ⑨ 秋葉武、「韓国の市民社会と協同組合」、協同組合研究会、全労済協会、2012年5月
  - ⑩ 秋葉武、「日本の共済—その特徴と課題」、第5回労働者共済運動研究会、全労済協会、2012年6月
  - ⑪ 桔川純子、「韓国のまちづくりとソンミサン・マウル」、現代韓国朝鮮学会、早稲田大学、2012年11月
  - ⑫ 桔川純子、「住民自治を育むコミュニティ—韓国ソンミサン・マウルを事例として」、社会文化学会、旧国立生糸検査所、2012年11月
  - ⑬ 桔川純子、「韓国社会における代案大学設立の動向—ソウルの地域づくりと地球マウル大学（仮称）設立の試み」、大学評価学会、龍谷大学、2013年3月

〔図書〕（計5件）

- ① 文京洙、エンパブリック・日本希望製作所編、まちの起業がどんどん生まれるコミュニティ～ソンミサンマウルの実践から学ぶ、2011年
- ② 文京洙、他、東信堂、エティック国際関係学、東信堂、278
- ③ 熊本理抄、他、解放出版社、現代の「女人禁制」—性差別の根源を探る、2011年、278
- ④ 文京洙、他、東方出版、危機の時代の市民活動—日韓社会的企業最前線、2012年、297
- ⑤ 石崎学・遠藤比呂通編、熊本理抄、沈黙する人権、法律文化社、2012年、280

〔産業財産権〕

○出願状況（計 件）

名称：  
 発明者：  
 権利者：  
 種類：  
 番号：  
 出願年月日：

国内外の別：

○取得状況（計 件）

名称：  
 発明者：  
 権利者：  
 種類：  
 番号：  
 取得年月日：  
 国内外の別：

〔その他〕  
 ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

桔川 純子 (KIKKAWA JUNKO)  
 大阪経済法科大学・アジア太平洋研究センター・研究員  
 研究者番号：40573184

(2) 研究分担者

秋葉 武 (AKIBA TAKESHI)  
 立命館大学・産業社会学部・准教授  
 研究者番号：00340480  
 文 京洙 (MUN GYONGSU)  
 立命館大学・国際関係学部・教授  
 研究者番号：70230026  
 熊本 理抄 (KUMAMOTO RISA)  
 近畿大学・付置研究所・准教授  
 研究者番号：80351576

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：